明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九五）　一
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令（**農林水産・経済産業**二）　二
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則及び木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業・国土交通**三）　三
〔告　示〕
○安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（**厚生労働**二一三）　一
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**一〇八二）　三
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針の一部を変更する告示（**農林水産・経済産業・国土交通**二）　一
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**農林水産・環境**二）　三
〔官庁報告〕
国家試験
令和六年度全国通訳案内士試験公示（観光庁）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任、弁理士登録関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○厚生労働省令第九十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月三日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別教育を必要とする業務）	（特別教育を必要とする業務）
第三十六条　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。	**第三十六条**　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
四の二　対地電圧が五十ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務	四の二　対地電圧が五十ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務
五～四十一　（略）	五～四十一　（略）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○農林水産省経済産業省令第二号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第六条第一項、第七条、第八条、第十二条及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）第一条第一号の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令を次のように定める。

令和六年六月三日

農林水産大臣　坂本　哲志

経済産業大臣　齋藤　健

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令

（合法性の確認の方法）

第一条　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定による合法性の確認（以下単に「合法性の確認」という。）は、同条第二項に規定する原材料情報（以下単に「原材料情報」という。）に加え、法第四条第二項の情報、素材生産販売事業者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他の木材等の流通及び利用に関する情報を踏まえて行うものとする。